

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本 管理組合指定掲示板使用規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）内の建物に居住する団地建物所有者、その家族及び賃借人等の占有者並びに店舗部分の利用者（以下「居住者等」という。）に対する本団地の管理運営に関する事項の通知、又は居住者等の日常生活上において有益且つ必要な情報を通知するため、建物の区分所有等に関する法律及び管理規約に定める「所定の掲示場所」として管理組合指定掲示板（以下「指定掲示板」という。）を設置し、その使用方法について管理組合指定掲示板使用規則（以下「使用規則」という。）を定める。

（指定掲示場の設置場所）

- 第 1 条 指定掲示板は、原則として本団地内の全ての建物内の1階の見やすい場所にワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）が設置するものとする。ただし、指定掲示場のサイズは、各建物の設置場所により相違することがある。
- 2 指定掲示板は、必ず「管理組合指定掲示板」と表示するものとする。

（使用許可基準）

- 第 2 条 指定掲示板を使用できる掲示物は、次の通りとする。ただし、管理組合法人が掲示を許可すべきと判断したものについては特例により掲示を許可する場合がある。

（1）第一種掲示物

サイズは「B4判以下」とし、全ての指定掲示板を使用できるもの。

管理組合法人からの通知

本団地の自治会及びその関連組織からの通知

市や警察署、消防署等の公共機関（公共や防災の目的であれば水道企業団、電力会社、ガス会社、電話会社等も含む）からの通知

原則として居住者等が通学する公立学校の行事の通知（ただし、営利目的とするものは除く）及び地区役員、PTAからの通知

居住者等の葬儀の通知

(2) 第二種掲示物

サイズは「A4判以下」とし、全ての指定掲示板を使用できるもの。

メインエントランス棟の集会室の使用を伴う行事の通知（営利目的の場合、広告対象が主に本団地内の居住者等に限られるような小規模なものに限る）

居住者等の依頼で広くその親睦に役立つと思われる内容の通知

居住者等が不要品を無償で第三者に譲り渡したい旨の通知
ワコーレ商店街に新規に開店する店舗の通知（ただし、求人、セール等の販売促進を目的とするものは除く）

(3) 第三種掲示物

メインエントランス棟の指定掲示板のみ使用できるもの。

市や警察署、消防署等の公共機関（公共や防災の目的であれば水道企業団、電力会社、ガス会社、電話会社等も含む）から依頼された「B4判」を超えるサイズのポスター等
管理組合法人や本団地の自治会及びその関連組織に関するもので「B4判」を超えるサイズのポスター等
幼稚園や保育園の営利を伴わない行事の通知で、「B4判」以下のサイズのポスター等

公共目的のコンサートや演劇のポスター等

（使用申請）

第3条 指定掲示板の使用希望者は、指定の申請書に必要事項を記入の上、掲示物の原本と共に管理組合法人に使用の申請をしなければならない。

2 申請は、メインエントランス棟の管理事務所にて使用希望日の7日前より受け付けるものとする。

（使用許可）

第4条 指定掲示板の申請につき、申請の内容により、管理組合法人の理事長、又はその代理の理事が許可又は不許可の決定をするものとし、不許可の場合は申請者に対し、その通知をするものとする。

2 使用を許可する場合でも、掲示物のサイズ、配色、記載内容等、申請内容の一部変更を求める場合がある。

3 指定掲示板の使用を不許可とする例として、次のものを掲げる。

メインエントランス棟の集会室の利用を伴わない行事で、営利を目的とするものの通知

メインエントランス棟の集会室の利用を伴う行事であっても、企業等が大規模に行う販売会、展示即売会等に類する営利行為の通知

企業等の求人を目的とする通知
内職等の募集を目的とする通知
私立の学校、幼稚園等の児童、生徒、学生或いは園児の募集を目的とする通知
公共目的でないコンサート、映画、演劇等の通知
宗教、政治、思想等に関する通知
特定の居住者等に利害が生じる恐れのある通知
不要品を第三者へ有償で譲渡を希望する旨の通知、又、有償無償を問わず譲り受けたい旨の通知
掲示物の基準を満たしていても、掲示するに耐え難い内容の通知、又は公序良俗に反する内容の通知

(使用期間)

第 5 条 指定掲示板の使用期間は、許可日(目安として申請日の3日後)の翌日を初日とし、原則として7日を限度とする。ただし、使用期間は、その内容及び目的等の事由により、延長を許可する場合がある。

(使用料)

第 6 条 指定掲示板の使用料は、原則として無料とする。

(容認事項)

第 7 条 使用規則第2条(1)の第一種掲示物については、指定掲示板以外の次の場所の全て又は一部に掲示することを許可する場合がある。

建物内のエレベーターかご内
メインエントランス棟のガラス面及び壁面

(使用規則の改廃)

第 8 条 使用規則の改廃は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

第 1 条 この使用規則は、平成10年11月15日の平成10年度臨時総会(団地管理組合法人設立総会)において承認された時点より効力を発するものとする。

2 この使用規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

(1)管理規約の改正に伴う引用条項の整合

(2)用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正

